

名古屋 NGO センターの見解

—公開質問状に対する JICA 中部からの回答について—

2024 年 11 月 18 日 特定非営利活動法人 名古屋 NGO センター

名古屋 NGO センターは 2023 年 9 月、「西サハラ全国キャラバン 2023 in 名古屋:いつか自由で平和な祖国へ！ サハラウィ難民キャンプからの報告」開催のため、なごや地球ひろば施設利用申請をおこないましたが、[不承認](#)になりました。

なごや地球ひろばのような市民が利用可能な公共施設の場合、表現活動や集会に対する規制は[憲法 21 条\(総務省ホームページ\)](#)のしほりを受けるはずであり、今回のような施設利用不承認の決定は慎重になされるべきです。そこで、名古屋 NGO センターは 2024 年 6 月 15 日、JICA 中部に「[なごや地球ひろば施設利用不承認に関する公開質問状](#)」を送付、2024 年 6 月 27 日付け [JICA 中部回答書\(JICACBIC 第 202406270004 号\)](#)を受領しました。

この回答書に対する名古屋 NGO センターの見解を以下に示します。

第一に、JICA 中部からはほぼ無回答だったことに遺憾の意を表します。

不承認の根拠が変更された理由と経緯(質問項目 1)、不承認書送付に 5 カ月を要した理由(質問項目 2)については、まったく言及されていません。不承認書にある「他国若しくは国際機関」、「業務執行の妨げになるおそれ」(質問項目 4、5)についても、具体的に記されていません。

名古屋 NGO センターは、サハラウィ難民キャンプからの報告を聞く学習会を開催するため、なごや地球ひろばの施設利用を申請しました。「アフリカ最後の植民地」と称される西サハラの人権や平和について、サハラウィ難民自身の声を聞く貴重な機会となる学習会であり、JICA 中部の施設利用不承認という決定は受け入れがたいものでした。

不承認の決定がなされるのであれば、JICA 中部の裁量判断が合理的であったか否かを確認できるよう、必要十分な情報が開示されるべきです。不承認の決定時点だけでなく、公開質問状に対する回答においても、情報が開示されなかったことから、JICA 中部に裁量権の逸脱や濫用がなかったと確認することはできませんでした。

第二に、今後も表現の自由が制限される可能性が排除されなかったことに遺憾の意を表します。公開質問状に対し唯一回答されたのが、施設利用不承認書撤回の意向に関する質問項目 3 でした。JICA 中部の回答は「施設利用不承認書の内容は適切と判断しており、撤回の意向はありません」というものですが、上述のとおり、名古屋 NGO センターは「適切と判断」できる情報が開示されていないと考えています。

なごや地球ひろばを利用する市民の表現の自由(質問項目 6)について、JICA 中部は明確な回答をおこないませんでした。また、「これからも不動産管理細則に基づいて施設利用の判断を行う」の文言から、今後も表現の自由が規制される可能性がある懸念されます。

繰り返しになりますが、公共施設を市民に開けば、表現活動や集会に対する規制は憲法上のしほりを受けることになります。JICA 中部は、裁量権の逸脱や濫用が起きないように自制しなくては

なりません。そして、仮に表現活動や集会を規制する場合、その規制が合理的な判断によるものだと示さなくてはなりません。

なごや地球ひろばは、国際協力活動を推進する上で、情報発信や国際交流イベントの場として大きな役割を期待される施設です。サハラーウィ難民自身の生の声を直接聞くことのできる学習会を、なごや地球ひろばで開催できなかったことは非常に残念です。人権や難民について学ぼうとする市民の活動が、国際協力の推進を図る JICA によって拒否された事実を、名古屋 NGO センターは深刻に受け止めざるを得ません。

名古屋 NGO センターは今後も、弊センターのみならず、この地域の市民社会組織と JICA 中部との開かれた連携と協働のため、JICA 中部に説明を求めていく所存です。